

## 自走式クレーン車両購入仕様書

### 1. 納入場所（引渡場所）

利島村地内

### 2. 納入期限

令和8年12月25日

### 3. 目的

本仕様書は利島村が購入する自走式クレーン1台に関する仕様を定めるものである。本車両は、港湾施設における貨物船からの資材搬入・搬出作業等を主とし、安定的かつ安全、効率的に重量物の吊り上げ、移動、設置等を行うことを目的とする。

### 4. 品質・規格等

(1) 種別：自走式クレーン

(2) 最大吊上荷重：60トン以上

(3) ブーム：

- ① 形式：油圧伸縮式、5段構成以上
- ② ブーム長さ：最短10.5m～11.5mから最長40.5m～41.5mまで伸縮可能なもの
- ③ 最大地上揚程（ブームのみ）：41.0m以上

(4) ジブ：

- ① 形式：油圧により起伏角度を調整できる（パワーチルト）機能を有し、2段階に長さを変更できる構造であること。
- ② 最大地上揚程（ブーム+ジブ）：50.0m以上

(5) 原動機（エンジン）：

- ・道路運送車両の保安基準に適合すること。
- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）に基づき、平成26年（2014年）基準以降の、納入時点で適用される最新の排出ガス規制に適合すること。

(6) 安全・支援装置:

- ・過負荷防止装置（モーメントリミッタ）を装備すること。
- ・作業範囲制限装置、ブーム自動停止装置、アウトリガ張出幅自動検出装置等、法令で定められた安全装置一式を標準で装備すること。
- ・車両の周囲（前方、後方、両側面）を運転席のモニターで俯瞰的に確認できるモニターシステムを装備すること。
- ・アウトリガの設置、格納やジブの着脱等、車両準備・格納に係る一連の作業を、車両から離れた安全な場所で監視しながら無線で遠隔操作できる装置（セットアップラジコン等）を装備すること。
- ・ブーム先端の左右にカメラを装備し、吊荷周辺の状況を運転席のモニターで確認できること。
- ・車両の死角となるエリアにいる人物をカメラ映像から検知し、運転者に警報を発する人物検知・警報装置（ヒューマンアラートシステム等）を装備すること。

(7) 装備品:

- ・ETC2.0 車載器
- ・車両の位置情報、稼働状況、エラー情報等をインターネット経由で遠隔確認できる車両情報管理システムを備えていること。
- ・業務用無線機（親機1台、携帯型子機2台の構成とし、仕様は別途指示する）
- ・防錆処理：沿岸部での使用を考慮し、塩害対策として車体に対して防錆処理を施工すること。施工証明書及び施工状況が確認できる写真を納品時に提出すること。

5. 数 量

1台

6. 納品条件

- (1) 受注者は、車両の登録に関する一切の手続きを行い、それに伴う法定費用及び手数料は受注者の負担とする。
- (2) 納入場所までの回送（輸送）に関する（海上輸送、陸送、荷役等を含む）一切の費用は、受注者の負担とする。
- (3) 納入時に、取扱説明書、保証書、自動車検査証、その他法令で定められた書類一式を提出すること。また、使用可能な状態で引き渡すこと。

7. 検 査

納入後、村担当職員の立ち会いのもと、本仕様書に定めるすべての規格・性能を満たしているかを確認するための検収を行う。検収の際、受注者は村担当職員等に対し、

操作方法、日常点検、安全装置の取扱いに関する十分な説明を行うこと。検査に合格しない場合は、受注者の責任と負担において、速やかに修補または代替品との交換を行うこと。

#### 8. 保証

納入後、2年間または走行距離 40,000km のいずれか早い時点までの製品保証を付すこと。保証期間内に生じた不具合（受注者の責に帰すべき事由によるもの）は、受注者の責任と負担において、原則として連絡後 30 日以内に無償で修理または交換を行うこと。

#### 9. その他（特記事項）

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本製品がその機能を完全に発揮するために必要な場合は、すべて本契約に含むものとする。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに村担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定める規格及び性能に対し、同等以上の性能を有する製品をもって応札することができる。その場合、入札申請時に同等以上であることを証明する客観的な資料（カタログ、性能比較表等）を提出し、村の承認を得なければならない。